

平成28年2月22日

第10期県民生活審議会 第4回消費生活部会 議事概要

- 1 日時：平成28年2月22日（月）10:00～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館 7階会議室「鶴の間」
- 3 出席者：（委員） 根岸部会長、足立委員、寄本委員、鈴木委員、滝川委員、山崎委員、玉田委員（渡邊同協会副会長代理出席）、伴委員（野間同連合会専務理事代理出席） 8名
（ワザハバー） 中村兵庫県消費者団体連絡協議会会長職務代行者 1名
（事務局） 岡田女性生活局長、梶本消費生活課長、雁金消費生活課副課長兼消費政策班長、石田消費生活課主幹、田中
（事務局） 池田生活衛生課長、平野食品安全官
武田生活科学総合センター長
武田生活科学総合センター相談事業部長
西谷東播磨消費生活センター室長補佐兼消費生活課長
横山中播磨消費生活創造センター長
柏野西播磨消費生活センター長
高柳但馬消費生活センター長
酒井丹波消費生活センター長
山本淡路消費生活センター長
中野教育委員会事務局企画課主幹
近都教育委員会事務局義務教育課主任指導主事兼主幹

4 議事内容

（1）不当な取引行為の指定

<「指定の基本的な考え方」の改訂>

- 「指定の基本的な考え方」について、『⑥消費者にとってのわかりやすさにも配慮し、不当に消費者の利益を害する行為をできる限り網羅的に規律すること』を追加する。

<消費者トラブルの情報取扱>

- 消費者トラブルの拡大を防止するために、情報提供のあり方について見直してはどうか。
- 消費者講座等にあまり出席しない方に対して、どのように注意喚起や情報提供を行うのか検討する必要がある。

<消費者教育の対象>

- 消費者教育は、子供だけでなく、トラブルに遭いやすい高齢者や、それを見守る人等を対象に行うことで、被害の未然防止に繋がる。

<その他>

- 適格消費者団体が、今後消費者被害を止めるために、情報共有や基金制度等、支援のあり方を検討してほしい。